第1条　入学および延長規定

- 1. 入学金として15,000円(返金不可)をお支払いいただきます。
- 2.　お申込みから5日後までに(祝祭日を除く)、請求書が発行されます。授業料と寮費は、少なくとも開始2か月前までに全額お支払いいただきます
- 3.　登録期間は1週間からとなります。
- 4.　留学期間の延長を希望される場合は卒業の4週間前までに延長申請を行い、延長期間開始日の2週間前までに延長費用をお支払いいただきます。開始日2週間前までにお支払いが確認できない場合はキャンセルさせていただきます。

第2条　返金規定

- 1.　出発前
  - • 出発日の2週間前までにキャンセルした場合、全額返金されます。ただし、入学金は返金されません
  - • 出発予定日の2週間～4日前：コース料金は全額返金されます。ただし、寮費は1週間分の金額が差し引かれた金額の返金となります。
  - • 出発予定日の3日前：コース料金全体から1週間分と寮費から1週間分の金額が差し引かれます。
-

カテゴリー	入学金	寮費	コース料金
14日前	返金なし	全額返金	全額返金
14～4日前	返金なし	全額から1週間分差し引かれます	全額返金
3日前	返金なし	全額から1週間分差し引かれます	全額から1週間分差し引かれます

-
-
- 2.　出発後
  - • SMEAGに到着してすぐにキャンセルをした場合、授業料と寮費の払い戻しを行います。しかし1週間分の授業料と寮費に相当する額がキャンセル料として発生いたします。
  - • 全期間の50%を経過後のキャンセルに関しては、払い戻し不可です
  - • 返金は4週間単位で計算されます。（例：10週間短縮の場合は8週間分）
  - • 返金手続きは30日以内に代理店を通じて行われます。（SSPと入学金は除く）
  - • 入学後最初の3週間以内に学生が授業を無断欠席した場合、返金はありません。
  - • 残りの滞在期間が4週間未満の場は返金がありません。
-

キャンセル申し込み時期	授業料の返金	寮費の返金	特記
滞在予定期間の半分まで	60%	60%	キャンセルが避けられない深刻な状況の場合（例：本人が重症、または家族が危篤）は返金の申し出時点に関係なく、残りの週数の費用 用の50%が返金対象となります（医師による診断書の提示が必須）。
滞在予定期間の半分が過ぎた後	返金なし	返金なし	

第3条　免責規定

- 1. 自然災害、天災、航空機の遅延やキャンセルなど不可抗力の場合。
- 2. 学校外で発生した事故。
- 3. 旅行中に発生した人命や財産への損害。
- 4. フィリピンの祝祭日や、特別な休日、当校の定めた休日の授業。
- 5. 価格変更の権限：為替レートと税の10%(6ヶ月)以上の高騰、関係国政府との法律規定の変更、または当校の制御不能な事由発生時。
- 6. 学校の規則や規制を破る生徒を退学にする権限： 無断欠席、警告、暴力行為、素行不良のような校内の風紀を乱す学生は退学の対象となります。